

9 月 1 2 日 (木)

(第 3 日 目)

令和元年第5回南関町議会定例会（第3号）

令和元年9月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 報告第2号 | 平成30年度南関町財政健全化判断比率の状況について |
| 日程第2 | 議案第42号 | 南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第43号 | 南関町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第44号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第45号 | 南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第46号 | 平成30年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 | 議案第47号 | 平成30年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8 | 議案第48号 | 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 議案第49号 | 平成30年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第50号 | 平成30年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第51号 | 平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第52号 | 平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第53号 | 平成30年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 議案第54号 | 令和元年度南関町一般会計補正予算(第3号)について |
| 日程第15 | 議案第55号 | 令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |

- 日程第16 議案第56号 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第17 議案第57号 令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第18 議案第58号 令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第59号 南関町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第20 議員派遣の件について
- 日程第21 委員会報告について
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第2号 (平成30年5月31日受理) 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第1 議案第56号 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について他1件の撤回の件
- 追加日程第2 議案第60号 南関町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第3 閉会中の継続審査について
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第2号 (平成30年5月31日受理) 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第4 閉会中の継続調査について
「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について
「総務産業常任委員会」
- 追加日程第6 閉会中の継続調査について
「広報常任委員会」
- 追加日程第7 閉会中の継続調査について
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 西田 恵介 君 | 2番 北原 浩一郎 君 |
| 3番 中村 正雄 君 | 4番 立山 比呂志 君 |
| 5番 杉村 博明 君 | 6番 井下 忠俊 君 |
| 7番 立山 秀喜 君 | 8番 打越 潤一 君 |
| 9番 鶴地 仁 君 | 10番 酒見 喬 君 |

11番 境田敏高君

12番 橋永芳政君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町長	佐藤安彦君	税務住民課長	古澤平君
副町長	雪野栄二君	福祉課長	島崎演君
教育長	谷口慶志郎君	経済課長	東田彰夫君
総務課長	北原宏春君	建設課長	大木義隆君
会計管理者	寺本一誠君	教育課長	赤木二三也君
まちづくり課長	坂田浩之君		

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 橋本清孝君 書記 福山尚樹君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 起立。礼。おはようございます。

着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 報告第2号 平成30年度南関町財政健全化判断比率の状況について

○議長（橋永芳政君） 日程第1、報告第2号、平成30年度南関町財政健全化判断比率の状況についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第42号 南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第2、議案第42号、南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----
日程第3 議案第43号 南関町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の
制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第3、議案第43号、南関町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、南関町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----
日程第4 議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第4、議案第44号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第45号 南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第5、議案第45号、南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第46号 平成30年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第6、議案第46号、平成30年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、平成30年度南関町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第7 議案第47号 平成30年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第7、議案第47号、平成30年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、平成30年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第8 議案第48号 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第8、議案第48号、平成30年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、平成30年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第9 議案第49号 平成30年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第9、議案第49号、平成30年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、平成30年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第10 議案第50号 平成30年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第10、議案第50号、平成30年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、平成30年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第11 議案第51号 平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第11、議案第51号、平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第12 議案第52号 平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第12、議案第52号、平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第13 議案第53号 平成30年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第13、議案第53号、平成30年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、平成30年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第14 議案第54号 令和元年度南関町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第14、議案第54号、令和元年度南関町一般会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

3番議員。

○3番議員（中村正雄君） 反対意見を申し上げます。

補正予算内の庁舎建設費用追加分について、反対します。反対理由は、3月議会で承認された15億円を上限とした入札不調対策が検討されておりません。町民の大切な税金を大切にさせていただき、また将来世代への負担をできるだけ少なくしていきたいと、2億円の追加がない検討が進むよう反対します。

以上です。

○議長（橋永芳政君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 賛成の立場で意見を申し上げます。

一回しか話せませんので、家庭の主婦の話に置き換えて話をしたいと思います。防災グッズを揃えたいと、いろんな道具、食料、いろんな設備、そういったものを主婦が最初9万円で揃えました。子どもたちにもどういったものを備えたらいいか相談しながら決めていった。そして、10万円ほど必要になると10万円で予算をとるか、財布に10万入れさせてくれというようなことで買い物にいったら、12万円かかると。12万円だから買えない。買えないから2万円ほど旦那に増やしてくれと、12万円財布に入れていかないと買い物ができない大事な防災のグッズが揃えられないと。そういうことでどうしても2万円財布に入れさせてくれという主婦の訴えだと思うんですね。いろんな事情はわかります。しかし、今までの現

状を見ていると例えば熊本県内でもあっちこっちで入札不調になっております。今日も新聞に有明新報に載ってましたがみやま市で総合センターだったかな、45億円とかの記事が載ってました。こちらもやはり物価上資材の値上がり、人件費の高騰とかでとても収まらないから、検討しなおすとかそういった記事が出ておりました。今度のこの機会を逃してまた検討したりしておれば、どれだけ遅れるかわかりません。特に庁舎は耐震機能を満たしておりません。公民館もそうです。見てのとおり公民館はどんがらの状態で強烈な地震があったらいつ壊れるかわかりません。それでも文化祭とか成人式とかあそこで開催されておりますけれども、熊本地震では震度7の地震が発生しました。お隣の和水町で震度5です。南関町でいつ震度5、6それがこないとも限りません。私は急いで、これはやはり予算執行して、きちんとした設備をしていく必要があると思います。時間は許されていないと思うんですよ。例えば太平洋戦争が1カ月ほど早く終わっておれば、何万人という何十万人という人の命が助かっております。そういったことを考えると一刻も早く工事に掛かって、そして安心して職員の方が仕事ができる場の提供、そして、いろんな催しやるにしても町民が安心して来れるような、集まれるような施設を急ぐべきだと思います。いろいろ経緯があつたりしておりますけれども、私は多少の出費は無理をしても早く進めるべきだと思います。今までの経緯とかいろんなことを言いながら討論をしておつたって、時間がどんどん過ぎていくばかり、おまけに検討したからと言って12万円が10万円になるわけではないだろうし、子どもたちは家庭の中であれが欲しい、これが欲しい、絶対これは必要だ、危ないという話はしていろんなのが決まったと思います。そういった経緯も考えながら、私はこの予算は認めて早く執行できるようにすべきだと思います。終わります。

○議長（橋永芳政君） ほかにありませんか。

4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 昨日全協で、北原課長が全職員の立場になって職員を守りたいと素晴らしいことだと思います。感動しました。しかし、昨日も言いましたように日にちが決まっています。というか、日にちがわかっているのに金額は出てる。それを報告をしない、何で報告しないのか、疑問でなりません。その疑問が解けるまでは私は反対したいと思いますが、今言われるように一刻も急ぐ事業だと思います。金額もそうです。プロポーザルで11億円が決まりました。何年か後に15億円になりました。どうしてそこでも金額を説明してくれないのか。建設委員会では全然説明があっていません。もし、そこで4億円上がるなら建設委員会でもこれはやめたほうがいい、これは変えたほうがいいという意見が出るはずです。でもそういう意見は金額が出てないから出ません、おかしいと思います。それから、また

物価上昇もあります。3億2,000万円上がりました。そして、設計事務所におきまして1億何千万円か引きました。して夕方また何千万円か引きました。私はたったそれだけの時間でそんな簡単に何も努力をしないこういう引き方はないと思います。私は全協でも言いました。これは1円下がりました。これは10円上がりました。そういうのを検討してくださいと私は頼みました。それなのに、ただ夕方ちよろちよろと来て、これ引きました何千万円。そんな設計単価があるでしょうか、絶対おかしいと思います。だから私は反対します。これは本当にもっと突き詰めて執行部と議会、町長は言っておられます。執行部と議会は両輪だと。両輪じゃありません、ただ執行部が突っ走っているだけです。私はそう思います。もっと本当に確かに急ぐ事業ですが、議会、執行部、設計事務所、三つが一緒になってもっと本当に検討して下げるところは下げる、上げるところは上げる。私はそうしていただきたいと思います。それで、私はすいません、北原課長の意に反しますが、私は反対します。

以上です。

○議長（橋永芳政君） ほかにありませんか。

5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 私は賛成の立場から討論いたします。

私もですね、不本意ではあります。この件に関してですね。でもこの事業を遅らせるわけにはいきません。どうしてもこの予算が上がってきたというのは本当に私は不本意であります。でもですね、この事業が遅れたら遅れるしこ、皆さんが庁舎内で危険をおかす、また住民の方にも迷惑かける、またこれまでに検討されてきたその中で説明不足というのが非常に私は腹立たしい。もっとなぜ説明しなかったのか、それは執行部がしっかりと反省をし、これから先予算をほかの予算をあげるに對してもしっかりと議会のほうにも報告し、これ以上事業が遅れないようにしてもらいたいと思います。それと、この私が大分悩みました。賛成するのか、反対するのか。でもこの事業は、どうしても今まで検討された中でのこの予算の計上かと思っています。この予算がもし可決されれば、その中で可決後でもこのままの予算がそのままの金額で工事に入るわけではありません。その期間が少し予算計上したあともあるかと思っています。その中で検討を、検討を重ねた結果、この金額が下がっていけばいいんじゃないか、今日可決して明日即入札、そういったことはないと思います。この期間が少しでもあるかと思っています。その中で十分検討されてもらいたいと思います。それで、私は、今回は賛成のほうの立場で討論を行いました。

以上です。

○議長（橋永芳政君） ほかにありませんか。

はい、反対の方。

- 8番議員（打越潤一君） 私は、反対の立場で御意見を申し上げたいと思います。2億円上がるということは、金額は大きいです。2,000万円ぐらいの金額じゃないです。私たちは地元の住民に、こういうことで庁舎建設について2億円という予算が上がってるというようなことでお尋ねしました。しかし、地元にとっては私の米田は特に庁舎どうのこうの問題じゃない。何しろ処分場受け入れた、それで県も町も何億円かいただいて、もうあと、事業も残り少なくなっております。しかし、まだ県道も舗道の整備も終わっておりません。町道もまだ通っておりません。米田に聞くと、それが第一で出てきます。だから私は2億円という予算に庁舎建設に上がっておりますが、その分もう少しでも下げていただければ、ほかの事業は進むんじゃないかなと思います。そういうことで、何しろ2億円の予算を上げることよりも私はほかの分に使っていただきたい。そのほうが私は町民サイドから考えるならばそのほうがいいと思ひまして、反対を述べさせていただきました。

以上です。

- 議長（橋永芳政君） ほかにありませんか。

6番議員。

- 6番議員（井下忠俊君） 自分は賛成で意見を述べさせていただきたいと思います。

確かにですね、これまでの経緯と何回も言われてきた議会軽視、この中で金額が変わってきたのは自分も納得いきません。また先ほども意見が出ましたけど、設計事務所にも大きな不信感を持っております。ただ、これを今の現状を見ますと熊本市内でも6回入札が流れています。あとは、玉名、益城あたりでも2回、3回と流れております。ここのところをはき違えて、大きな目的をそこで勘違いしなくて、考えていくなれば、そこの部分に関しては、これから、もしいろんなお金が必要になってくると思います。そのままの金額でいくとは思いません。ただ、そのところで議会と行政がしっかりと話し合いをしていくことがもちろん条件でありますけれども、そこを今後やっていかれるということであれば、大きな目的は新庁舎建設です。そのためにも道路改修も始まっております。立ち退きもですね。そういったところも一切反故になってしまう恐れもありますので、一歩でも先へ進めていくべきだと思ひ、自分は賛成にまわります。

- 議長（橋永芳政君） ほかにありませんか。

2番議員。

- 2番議員（北原浩一郎君） 私は、反対の立場から述べたいと思います。

これまでのこの委員会の進め方におきまして、私は委員として参加しておりますが町長の言われる協働という協働のまちづくりと言われておりますけれども、こ

の進め方においては、全ての情報が明らかにされることなく進むという、また協働というところでは、やはり情報をもってのいろんな意見が出されるということが建前だというふうに思いますので、まず委員会において協働というものがなされていなかった。そして、この2億円という金額もやはり17億円のうちの2億円という、何か2億円という感じがしますけれども、2億円ではたくさんの事業がまだできると思いますので、町民のために使っていただきたいと思いますし、また財政協力もこれから人口も減る、税収も減るその中で固定費となる返済期がずっとこれは上がっていく、それを考えるとやはりもう一度3月で決まった予算の中で、この2億円を何とか生み出す仕事を私はしてもらいたいと思いますので、反対をしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） ほかにありませんか。

10番議員。

○10番議員（酒見 喬君） 私は、賛成の立場で意見を申し上げます。

しかしながら、この賛成はしますけれども、執行部に苦言を申し上げたいと思います。ちょうど一昨年8月にこの庁舎建設の総工事費というのが提示されましたが、そのときの防災の支出まで入れて、19億2,000万円ぐらいの額が提示されました。それから1年後に24億円になり最終的には26億9,000万円の数字が昨日上がってきたじゃなかですか。このような小出しをするようなことだけはやめていただきたい。なぜ、こういうことになったか、そしてまたこういうふうに紛糾しているのもなぜか、これは最初言われたときの工事費の建設費と今の建設費が全く違うからこういうことになってしまうのです。そういうことであれば、最初から総工事費の27億円ぐらいかかるというようなことを最初から言っておけば何でもなかった。しかし、今となってはそれはどうにもこうにもなりません。しかし、昨日、この前一番不審に思ったのはこの設計単価が3億2,000万円の増額になりましたが、これが何分もせんうちに2億円になってしまった。これもまた非常に奇怪な話です。こういうことも全くこういうことでは話になりません。

しかしながら今度の補正予算のように、2億円がこれを議会が認めなければ、町民の方々にどういうふうに説明をさるっですか。申し開きができません。昨日、町長が申されましたように、非常に思い切った発言をされたと私は思います。それで今のこの単価を少しでも計画の中を少しでも削りながら、元の計画の単価に戻すようなことにしながら、苦渋の決断の中で発言をされたと私は思っております。そういうことで、この今提示されておる補正予算を可決しなければ、私たちは議会も本当に責任のあるそして常識のある判断の元に、今回の補正予算を可決しなければならぬと私は思います。ここにきて、がたがた言うようであれば最初から庁舎建設

はやめたがよいと私は思います。そういうことですね、本当にこの議会を今度の補正予算はいろいろな意見があると思いますが、大事なことであり、町民の皆様方に申し開きのできるような議会であって欲しいと思います。

以上。

○議長（橋永芳政君） ほかにありませんか。

では、以上で討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案は起立によって採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 起立少数です。

したがって、議案第54号、令和元年度南関町一般会計補正予算（第3号）については、否決されました。

暫時、休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時39分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 会議の途中でありましたので、これを再開します。

-----○-----

日程第15 議案第55号 令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第15、議案第55号、令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） お諮りします。日程の順序を変更し、日程第18以降を審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第18、議案第58号、令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について以降を審議することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第58号 令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第18、議案第58号、令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第59号 南関町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（橋永芳政君） 日程第19、議案第59号、南関町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、南関町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議員派遣の件について

○議長（橋永芳政君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思えます。なお、日時、場所の変更が生じた場合は、議長に御一任していただきたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第21 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（橋永芳政君） 日程第21、委員会の報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第2号、平成30年5月31日受理、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○総務産業常任委員会委員長（立山比呂志君） 報告します。

令和元年9月12日。

南関町議会議長、橋永芳政様。

南関町総務産業常任委員会委員長、立山比呂志。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第2号。

付託年月日、平成30年6月12日。

件名、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情。

審査の結果、継続。

委員会の意見、工事の実施状況を見守り早期に工事完了を進めるため。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、陳情第2号、平成30年5月31日受理、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） ここで、議案第54号、令和元年度南関町一般会計補正予算（第3号）についてが否決されたことに伴い、9月6日に町長から提出された議案第56号、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第57号、令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について撤回したいとの申し出があります。

したがって、議案第56号、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第57号、令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正

予算（第2号）についての撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。

更に、ただいま町長ほかから議案第60号、南関町副町長の選任につき同意を求めることについてなど6件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第7として、議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について他1件の撤回の件など7件を日程に追加し議題とすることに決定しました。

職員に議案の配布をさせます。

〔議案書配付〕

○議長（橋永芳政君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。

事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは、議案名を申し上げます。

（議案書朗読）

○議長（橋永芳政君） 配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

追加日程第1 議案第56号 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について他1件の撤回の件

○議長（橋永芳政君） 追加日程第1、議案第56号、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について他1件の撤回の件を議題にします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 議案第56号、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について他1件の撤回の件について御説明申し上げます。

第54号議案、令和元年度南関町一般会計補正予算（第3号）が否決されたことにより、一般会計補正予算に計上いたしておりました3款民生費の介護保険特別会計繰出金及び7款土木費の下水道特別会計繰出金の執行ができませんので、同じく本議会に一般会計からの繰入金を計上しています第56号議案、南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について及び第57号議案、南関町介護保険事業

特別会計補正予算（第2号）についての2議案につきまして、歳入が見込めない予算となりますので、本議会への提案を撤回するものでございます。

以上です。

○議長（橋永芳政君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について他1件の撤回の件を採決します。

お諮りします。

本案は許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、他1件の撤回の件については、許可することに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 議案第60号 南関町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 追加日程第2、議案第60号、南関町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 第60号議案、南関町副町長の選任につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

南関町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、南関町大字四ツ原856番地。

氏名、大木義隆。

生年月日、昭和34年6月27日生まれでございます。

提案理由の御説明を申し上げます。現雪野副町長の任期が10月4日をもって任期満了となり、改めて副町長を選任する必要があるため、御提案申し上げます。それでは、大木義隆氏の学歴、職歴、お人柄等につきまして、御説明申し上げます。大木氏は昭和53年3月に熊本県立玉名高等学校を卒業、昭和57年3月に市立北九州大学を卒業されて、昭和58年5月に南関町役場に採用されてお

ります。入庁後は税務課、企画振興課、農林課、総務課などを経て平成24年1月から建設課長に、その後まちづくり推進課長、まちづくり課長、総務課長、そして現在建設課長を務められ町役場の業務に広範囲に渡り携われ、行政経験豊かな人材でございます。中でも町の人口減少が進む中、若者世帯から高齢者まで総合的に支援を行い、町の活性化を図るために取り組んでいる住んでよかったプロジェクト推進事業にまちづくり課長として尽力し、また企業誘致による就業の場の確保、高齢者の交通の利便性を図る乗合タクシーの運行を推進し、町の活性化に努められました。また、地域活動では身近な福祉の相談窓口である福祉委員として地域福祉に貢献され、学校教育関係としましては、南関第四小学校のPTA副会長として活躍をされております。町政に対する町民の期待が高まる中、健全な行財政運営を更に進めていくために、これまで培われた町職員としての経験を活かし、補佐役として大いに手腕を発揮していただきたいと考えています。大木氏のお人柄につきましては、温厚、誠実なお方でございます。先ほど御紹介しましたとおり町の行財政全般に詳しく町の職務を代理する南関町副町長として最も適任の方であると思っておりますので、ここに御推薦申し上げる次第でございます。何卒、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。お願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、議案第60号、南関町副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第3、閉会中の継続審査についてを議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第2号、平成30

年5月31日に受理の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第4、閉会中の継続調査についてを議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第5、閉会中の継続調査についてを議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----
追加日程第6 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第6、閉会中の継続調査についてを議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----
追加日程第7 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第7、閉会中の継続調査についてを議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----
○議長（橋永芳政君） 以上で、会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正等の字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

議会を閉じます。

令和元年第5回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。

-----○-----

閉会 午前11時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
令 和 元 年 第 5 回 定 例 会

令和元年9月発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 橋 永 芳 政
編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 橋 本 清 孝
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111

